

救急医療に関する事業ごとの医療提供体制

資料3-7

- 東京では、交通網の発達や高度医療提供医療提供施設の集積などの地域特性の下、患者の受療動向等を踏まえた様々な医療連携の取組が進展
- 都は、そうした自主的な取組を尊重しつつ、疾病・事業ごとの切れ目のない医療連携システムの構築を推進
- 都は、これまで培われてきた連携体制を基盤としつつ、患者の受療動向や医療資源の分布状況に応じて、事業推進区域（疾病・事業ごとに医療連携を推進する区域）を柔軟に運用

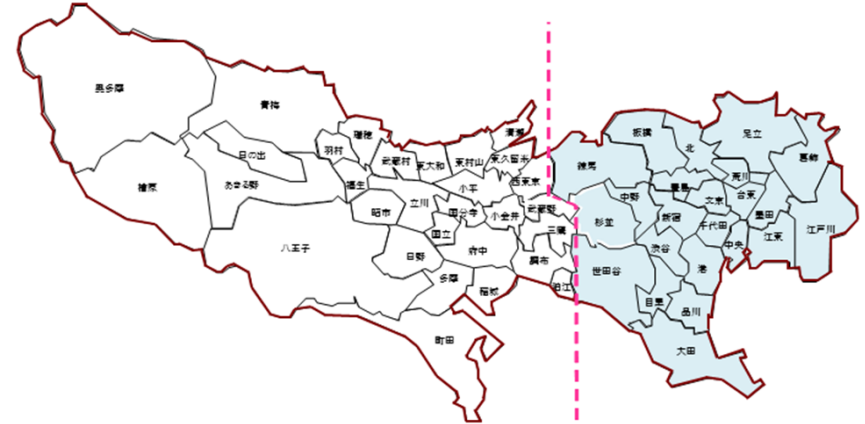
二次救急（東京ルール）

二次保健医療圏



吐下血（東京ルール）

区部・多摩部で2ブロック



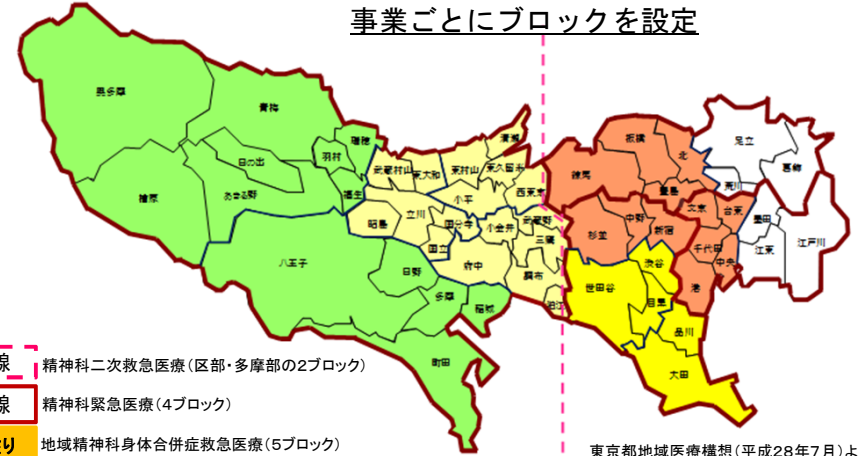
救命救急、精神身体合併症・開放性骨折（東京ルール）

都全域



精神疾患

事業ごとにブロックを設定



東京都地域医療構想（平成28年7月）より抜粋